

令和2年度 特定教育・保育施設等に対する指導監査等について

(概要) 詳しくは、p1～

指導	目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定教育・保育等の取扱い、施設型給付費等の請求に関する事項について周知徹底を図るとともに、サービスの質の確保及び教育・保育給付の適正化を図る。 														
	集団指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講習等の方法で行う。 ○ 特定教育・保育等の取扱い、施設型給付費等の請求内容、制度改正及び過去の指導事例などを説明する。 <p>※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止する。</p>														
	実地指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所において、関係書類を閲覧するとともに、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。 ○ 保育所に対する実地指導は、原則として、県が実施する施設監査と同日に実施する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 25%;">根拠</th> <th style="width: 60%;">確認内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">県の施設監査</td> <td style="text-align: center;">児童福祉法</td> <td>認可基準（県の児童福祉法施行条例）等の適合状況を確認</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市の実地指導</td> <td style="text-align: center;">子ども・子育て支援法</td> <td> 次の確認基準、給付基準等の適合状況を確認 ①志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ②特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準 </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業者（家庭的保育事業者等）に対する実地指導は、原則として、2か年に1回実施する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">根拠</th> <th style="width: 75%;">確認内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">児童福祉法</td> <td>認可基準（志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例）等の適合状況を確認</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども・子育て支援法</td> <td>上記①、②の確認基準、給付基準等の適合状況を確認</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日程は事前に調整し、おおむね実施日の1か月前までに文書で通知する。（保育所の実地指導の日程は、原則として、県が施設監査を行う日に合わせる。） ○ 実地指導の結果は文書で通知し、改善が必要な事項が認められた場合は、改善報告書の提出を求める。 ○ 令和2年度実施分から、文書指導事項及びその改善状況の概要を、市のホームページで公表する。 	区分	根拠	確認内容	県の施設監査	児童福祉法	認可基準（県の児童福祉法施行条例）等の適合状況を確認	市の実地指導	子ども・子育て支援法	次の確認基準、給付基準等の適合状況を確認 ①志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ②特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準	根拠	確認内容	児童福祉法	認可基準（志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例）等の適合状況を確認	子ども・子育て支援法
区分	根拠	確認内容														
県の施設監査	児童福祉法	認可基準（県の児童福祉法施行条例）等の適合状況を確認														
市の実地指導	子ども・子育て支援法	次の確認基準、給付基準等の適合状況を確認 ①志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ②特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準														
根拠	確認内容															
児童福祉法	認可基準（志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例）等の適合状況を確認															
子ども・子育て支援法	上記①、②の確認基準、給付基準等の適合状況を確認															

監査	目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の確認（認可）基準違反等に該当する場合、事実関係を的確に把握し、公正・適切な措置を講ずるために実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 「勧告・命令」、「確認の取消し」、「事業の制限」等に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合 ② 施設型給付費等の請求について不正又は著しい不当の疑いがあると認められる場合
行政上の措置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査の結果、確認（認可）基準違反等に該当すると認めるときは、「勧告・命令」、「確認の取消し」、「事業の制限」等を行う。

不正利得の徴収	<ul style="list-style-type: none"> ○ 偽りその他不正行為により施設型給付費等の支払を受けたときは、支払った額に加えて、加算金（返還額×（40／100））を返還させる。
---------	--

業務管理体制確認 検査	目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令遵守等の業務管理体制（法令遵守責任者の選任等）が、事業所を設置した法人として適切に整備されているか確認するために実施する。
	対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育施設及び地域型保育事業所の確認を受けた法人等で、当該施設・事業所が志木市内にのみ所在する法人等
	一般監査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実地指導を行う場合に、併せて実施する。
	特別検査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設・事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由等がある場合に、実施する。

（その他）

施設型給付費、地域型保育給付費等の返還について （p 8）

運営に関する基準、公定価格の算定基準に係るご質問について （p 10）

令和2年度 特定教育・保育施設等に対する指導監査等について

第1 対象

- 子ども・子育て支援法の規定に基づき、市が確認した特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）
- 児童福祉法の規定に基づき、市が認可した家庭的保育事業者等（家庭的保育事業者、小規模保育事業者、居宅訪問型保育事業者又は事業所内保育事業者をいう。以下同じ。）を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）

（補足）

子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童福祉法の規定に基づき「認可」を受けた「保育所」又は「家庭的保育事業者等」が施設型給付費（委託費）又は地域型保育給付費を受ける場合には、市から「特定教育・保育施設」又は「地域型保育事業者」としての「確認」を受ける必要がある。

このため、平成27年4月以降は、児童福祉法に基づく指導監査と子ども・子育て支援法に基づく指導監査を受けることになっている。

区分	認可・確認	指導監査（所轄・確認内容）
保育所	設置に当たって県が認可 （児童福祉法第35条第4項）	県 認可基準（県の児童福祉法施行条例）等の適合状況を確認
特定教育・保育施設	施設型給付費（委託費）の支給に係る施設として市が確認 （子ども・子育て支援法第31条）	市 次の確認基準、給付基準等の適合状況を確認 ①志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定める条例 ②特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準
家庭的保育事業者等	事業を行うに当たって市が認可 （児童福祉法第34条の15第2項）	市 認可基準（志木市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例）等の適合状況を確認
地域型保育事業者	地域型保育給付費の支給に係る事業者として市が確認 （子ども・子育て支援法第43条）	市 上記①、②の確認基準、給付基準等の適合状況を確認

実態は同じ施設であるが、法律で施設の名前が異なっている

実態は同じ事業者であるが、法律で事業者の名称が異なっている

第2 指導について

1 目的

- (1) 子ども・子育て支援法第14条第1項の規定に基づく特定教育・保育施設等に対する指導は、次に掲げる基準等に定める子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）の取扱い並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費（以下「施設型給付費等」という。）の請求に関する事項について周知徹底を図るとともに、特定教育・保育等の質の確保及び子どものための教育・保育給付の適正化を図るために実施する。

ア 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定める条例（平成26年志木市条例第17号）

イ 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告

示第49号)

- (2) 児童福祉法第34条の17第1項の規定に基づく家庭的保育事業者等に対する指導は、次に掲げる基準に定める家庭的保育事業等の取扱いについて周知徹底を図るとともに、当該事業に係る適切な児童の処遇の確保及び事業の運営の適正化を図るために実施する。

ア 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年志木市条例第18号）

(補足)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに家庭的保育事業等に係る基準は、(1)のア、(2)のアの条例で定める基準のほか、国が内閣府令及び厚生労働省令で定める基準（以下「国基準」という。）がある。

この2つの基準の関係は、次のとおりである。

- ・ 市町村が条例で基準を定めるに当たっては、国基準に沿って定めるものとされている。
- ・ 国基準は、項目ごとに、「国基準に従い定めるもの」、「国基準を参酌するもの」に分けられており、これに応じて条例が定められている。

2 集団指導

集団指導は、特定教育・保育等及び家庭的保育事業等の取扱い、施設型給付費等の請求内容、制度改正並びに過去の指導事例等に基づき必要と考えられる指導内容に応じて、特定教育・保育施設等及び家庭的保育事業者等を選定し、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止する。

3 実地指導

- (1) 実地指導は、次に掲げる特定教育・保育施設等及び家庭的保育事業者等を対象に、当該特定教育・保育等及び家庭的保育事業等を行う事業所において、関係書類を閲覧するとともに、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。

また、事業所内を巡視し、設備、避難経路、衛生管理の状況、重要事項の掲示及び個人情報に係る書類の保管状況等の確認を行う。

ア 定期的かつ計画的に実施することとして、年間計画に基づき選定した特定教育・保育施設等及び家庭的保育事業者等

イ その他特に実地による指導を要すると認める特定教育・保育施設等及び家庭的保育事業者等

- (2) 実地指導の実施の周期等

ア 特定教育・保育施設のうち、保育所に対する実地指導については、原則として、県が実施する施設監査（施設の認可基準等の観点からの監査）と同日に実施する。

イ 特定地域型保育事業者（家庭的保育事業者等）に対する実地指導の実施の周期については、原則として、2か年に1回とする。

- (3) 実地指導の実施に当たっては、対象となる特定教育・保育施設等及び家庭的保育事業者等と事前に日程を調整の上、おおむね実施日の1か月前までに文書により通知する。（保育所の実地指導の日程は、原則として、県が施設監査を行う日に合わせる。）

ただし、当該通知により、適正な実地指導を実施することができないと認められる場合は、実地指導を実施する際に文書を交付する。

- (4) 実地指導の結果、改善を要する事項が認められる場合には、文書により指導結果の通知を行うとともに、当該指導事項に係る改善報告書の提出を求める。

提出された改善報告書の内容を確認し、改善が不十分な場合は、必要に応じて、施設長（管理者）等の呼び出し又は再度の実地指導の実施等、改善の徹底を図る。

- (5) 特定教育・保育施設等及び家庭的保育事業者等の運営の適正化に加え、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することを目的として、文書で改善報告を求める文書指導事項及びその改善状況の概要について、市のホームページで公表する。
- (6) 指導の重点項目
 - ア 職員の配置
 - イ 子どもの心身の状況等に応じた保育の提供
 - ウ 保育中の事故防止・安全対策
 - エ 虐待の防止、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止
 - オ 衛生管理
 - カ 非常災害対策
 - キ 水防法の規定に基づく非常災害対策（浸水想定区域内の要配慮者利用施設での避難確保計画の作成・避難訓練の実施）
 - ク 利用者負担額等の受領
 - ケ 施設型給付費等の適正な算定

第3 監査について

1 目的

- (1) 子ども・子育て支援法第38条第1項及び第50条第1項の規定に基づく特定教育・保育施設等に対する監査は、次の各号のいずれかに該当する場合（以下「確認基準違反等」という。）に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施する。
 - ア 第4の1に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
 - イ 施設型給付費等の請求について不正又は著しい不当の疑いがあると認められる場合
- (2) 児童福祉法第34条の17第1項の規定に基づく家庭的保育事業者等に対する監査は、第4の2に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合（以下「認可基準違反等」という。）に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施する。
- (3) 実地指導の実施中に上記(1)又は(2)のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行う。

2 監査対象の選定

監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて、確認基準違反等及び認可基準違反等（以下「基準違反等」という。）の確認について必要があると認める場合に行う。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報（具体的な基準違反等が把握でき、又は基準違反等が疑われる蓋然性が高い場合に限る。）
- (2) 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す特定教育・保育提供者に係る情報
- (3) 実地指導において確認した基準違反等に関する情報
- (4) 死亡事故等の重大事故の発生又は利用者の生命、心身又は財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報
- (5) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

第4 行政上の措置について

- 1 特定教育・保育施設等に対する監査の結果、確認基準違反等に該当すると認めるときは、子ども・子育て支援法第39条、第40条、第51条及び第52条の規定に基づき、「勧告、命令等」及び「確

認の取消し等」の行政上の措置を行う。

- 2 家庭的保育事業者等に対する監査の結果、認可基準違反等に該当すると認めるときは、児童福祉法第34条の17第3項及び第4項の規定に基づき、「勧告、命令」及び「事業の制限等」の行政上の措置を行う。

第5 不正利得の徴収について

特定教育・保育提供者が、偽りその他不正の行為により施設型給付費等の支払を受けたときは、子ども・子育て支援法第12条第2項の規定に基づき、当該特定教育・保育提供者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。

(補足)

子ども・子育て支援法附則第6条第1項の規定に基づき、私立保育所に対する委託費の支払いは、法第27条(施設型給付費の支給)の規定が適用されないことから、当該委託費の返還について、法第12条第2項の規定は適用されない。

当該委託費の返還については、公法上の債権として、地方自治法の規定に基づき返還を求めることになる。

第6 業務管理体制確認検査について

1 目的

子ども・子育て支援法第56条第1項の規定に基づく特定教育・保育提供者(確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所が志木市の区域内にのみ所在するものに限る。)に対する業務管理体制の整備に係る確認検査は、子ども・子育て支援法第55条第1項に定める業務管理体制が適切に整備されているか確認するために実施する。

2 検査方法

- (1) 検査の実施方法は、一般検査及び特別検査とする。
- (2) 一般検査は定期的に行われ、原則として書面の提出により行うが、実地指導を行う場合には、併せて実施する。
- (3) 特別検査は、次の各号のいずれかに該当する場合に実施する。
 - ア 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
 - イ 度重なる指導によっても改善が見られないとき
 - ウ 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき

(参考)

【子ども・子育て支援法】

特定教育・保育施設の設置者の責務

第33条 (略)

2～5 (略)

6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(補足) この第6項に規定する義務の履行が確保されるように、第55条で「業務管理体制の整備」が義務付けられている。

特定教育・保育施設の基準

第34条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

一 認定こども園 認定こども園法第3条第1項の規定により都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下この号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第3条第1項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第11項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、認定こども園法第3条第3項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第11項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は認定こども園法第13条第1項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）である場合に限る。）

二 幼稚園 学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。）

三 保育所 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあつては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第27条第1項の確認において定める利用定員をいう。第77条第1項第1号において同じ。）

二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であつて、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4～5 (略)

特定地域型保育事業者の責務

第45条 (略)

2～5 (略)

6 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(補足) この第6項に規定する義務の履行が確保されるように、第55条で「業務管理体制の整備」が義務付けられている。

特定地域型保育事業の基準

第46条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第34条の16第1項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。第77条第1項第2号において同じ。）

二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4～5 （略）

業務管理体制の整備

第55条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、第33条第6項又は第45条第6項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2～5 （略）

【子ども・子育て支援法施行規則】

第45条 法第55条第1項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 確認を受けている施設又は事業所の数が1以上20未満の事業者

法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。

二 確認を受けている施設又は事業所の数が20以上100未満の事業者

法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の事業者

法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

【児童福祉法】

家庭的保育事業等の基準

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 家庭的保育事業等を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

児童福祉施設の基準

第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
 - 二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - 三 児童福祉施設の運営に関する事項であって、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
- 4 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

施設型給付費、地域型保育給付費等の返還について

偽りその他不正行為により施設型給付費、地域型保育給付費等の支払を受けた場合に、加算金（※）を含めて返還となるほか、公定価格の算定基準に適合しない取扱いが認められた場合にも、不適切な請求となっている部分については、返還が必要となる。

※（補足） 私立保育所に対する委託費の不正請求の返還では、当該委託費の支払いは、子ども・子育て支援法附則第6条第1項の規定に基づき、法第27条（施設型給付費の支給）の規定が適用されないことから、同法第12条（不正利得の徴収）第2項の規定も適用されない。このため、同条に規定する加算金は徴収されない。

○虚偽・不正により加算を受けていた場合の返還

第5 虚偽等の場合の返還措置

市町村長は、公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件について、指導監督等を通じてその適合状況を把握すること。

また、指導監督等の結果、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けていることが認められた場合には、既に支給された加算等の全部又は一部の返還措置を講じること。

（補足） 認定が必要な各種加算については、「加算の要件に適合しなくなった場合には、加算の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする」と定めており、既に支給された加算額は返還となる。

（特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について 平成28年8月23日・内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

○虚偽・不正により処遇改善等加算を受けていた場合の返還

VII 虚偽等の場合の返還措置

施設・事業者が虚偽又は不正の手段により（処遇改善等）加算を受けた場合には、指定都市等以外の市町村が管轄する施設・事業所については、都道府県知事が市町村長に対し既に支給された加算額の全部又は一部の返還措置を講じることが命じることとし、指定都市等が管轄する施設・事業所については、指定都市長等が当該施設・事業所に対して既に支給された加算額の全部又は一部の返還措置を講じることとする。

（施設型給付費等に係る処遇改善等加算について 平成27年3月31日・内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

○返還請求の消滅時効

【特定保育所】 子ども・子育て支援法附則第6条第1項の規定に基づき、保育に要した費用が市町村から委託費として支払われる私立保育所

不正請求を含む過払いの場合の返還請求の消滅時効は、子ども・子育て支援法に特別の規定がないことから、地方自治法第236条の第1項の規定により「5年」が適用される。

（補足） 子ども・子育て支援法附則第6条第1項の規定に基づき、当該委託費の支払いは、法第27条（施設型給付費の支給）の規定が適用されないことから、当該委託費の返還について、法第12条（不正利得の徴収）第2項の規定は適用されない。このため、第78条（時効）の規定も適用されない。

【特定保育所以外の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者】

過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求

不正請求の場合を除く過払いの場合の返還請求の消滅時効は、子ども・子育て支援法に特別の規定がないことから、地方自治法第236条の第1項の規定により「5年」が適用される。

不正請求の場合の返還請求

不正請求の場合の返還請求の消滅時効は、子ども・子育て支援法第78条第1項の規定により「2年」が適用される。

(参考)

○介護保険サービスでの介護報酬に係る返還指導の取扱い

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合 ○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合 	適切な取扱いとなるよう指導	無
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加算報酬上の算定要件を一つでも満たしていない場合 ○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合 	適切なサービスの実施となるよう是正指導の上、加算報酬上の基準要件等を満たしていない部分について自己点検の上、過誤調整により返還させる ※	有
監査	加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合	法第22条第3項に基づく返還金及び加算金の徴収	有

（「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ&Aについて 平成19年3月1日・厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長事務連絡）

※（補足） 「原則として指導月前1年について自主点検させ、点検の結果それ以前にも遡及すべきものがあればそれ以前についても点検させ自主返還を求める」こととなっている。（平成15年9月8日・全国介護保険担当課長会議）

運営に関する基準、公定価格の算定基準に係るご質問について

- 特定教育・保育施設、地域型保育事業の「運営に関する基準」又は「公定価格（各種加算を含む）の算定基準」についてご質問がある場合は、次のとおり、電子メール又は郵送で提出をお願いします。

（電子メールの場合）

- ・ 電子メールの【件名】は「質問票（保育サービス）」とし、【メール本文】に次の項目を入力の上、送信願います。
 - 施設・事業所名
 - 記入者氏名
 - 電話番号
 - 電子メールのアドレス
 - サービスの種別
 - 質問内容

（郵送の場合）

- ・ 上記の項目を記入の上、郵送願います。特に様式は定めておりません。

- ご質問を受け付けた後、内容を確認し、追って電話等で回答いたします。

質問内容によっては、関係機関に確認の上、回答することになります。この場合は、回答までに時間がかかることがありますので、予めご了承ください。

（担当） 志木市 福祉部 福祉監査室

Tel： 048-473-1111 内線2883・2884

E-mail： fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

※ 新庁舎建設のため、市の庁舎は仮庁舎に移転していますが、郵便物の送付先の住所、電話番号は、移転後も変更はありません。